

## 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について

### 1. <二次補正予算>都道府県管轄（問合せ、申請、交付、実績報告は大阪府にて）

経費対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用

（令和3年2月28日まで申請受付）

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

### 2. <三次補正予算>国直営（問合せ、申請、交付、実績報告は厚生労働省にて）

※上記、二次補正予算を申請された方も対象となる、新たな追加支援です。

経費対象期間

○令和2年度事業での申請（令和3年2月28日まで申請受付）

→ 令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる費用

○令和2年度事業での申請が間に合わない医療機関は令和3年度に申請

（申請についての詳細は後日改めての通知となります。）

→ 令和3年4月1日からの経費（いつまでが対象期間か現時点では不明）

#### 2-① 診療・検査医療機関（大阪府に指定されている医療機関）

補助上限額

診療・検査医療機関（仮称）	100万円
---------------	-------

#### 2-② 2-①以外の医療機関

補助上限額

病院・有床診療所（医科・歯科）	25万円+5万円×許可病床数
無床診療所（医科・歯科）	25万円
薬局、訪問看護事業者、助産所	20万円

※1. <二次補正予算>を申請した医療機関も2. <三次補正予算>を申請できます。

※2-①と2-②はどちらか一方で申請が可能です。

※対象経費となる科目内容は1. <二次補正予算>と2. <三次補正予算>で同様です。

※他の補助事業の対象経費としたものを重複して計上することはできません。